

## 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則

## 新旧対照表

改正後	現行
<p data-bbox="120 389 1122 469">「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則</p> <p data-bbox="120 533 315 564">1～4 （略）</p> <p data-bbox="120 628 595 660">5. ガイドライン第13の8関係</p> <p data-bbox="147 676 1122 756">いわゆる病腎移植の臨床研究の実施に際し、対象疾患についてはガイドラインにおいて特段制限していないこと。</p> <p data-bbox="147 772 1122 900">個別の臨床研究の実施に際しては、臨床研究を行う者等が、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に規定する事項を遵守し、実施するものであること。</p>	<p data-bbox="1155 389 2152 469">「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）細則</p> <p data-bbox="1155 533 1350 564">1～4 （略）</p> <p data-bbox="1155 628 1630 660">5. ガイドライン第13の8関係</p> <p data-bbox="1182 676 2152 756">いわゆる病腎移植の臨床研究の実施に際し、対象疾患についてはガイドラインにおいて特段制限していないこと。</p> <p data-bbox="1182 772 2152 900">個別の臨床研究の実施に際しては、臨床研究を行う者等が、「臨床研究に関する倫理指針」に規定する事項を遵守し、実施するものであること。</p>